

豊川市交通安全指導隊規約

(目的)

第1条 この隊は、豊川市安全なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）との連絡協調を図り、市民の交通安全と生活安全に関する指導と啓もう宣伝を行うとともに、交通事故の撲滅と犯罪の未然防止に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この隊は、豊川市交通安全指導隊（以下「隊」という。）という。

(事務所)

第3条 隊の事務所は、豊川市役所市民部人権生活安全課内に置く。

(事業)

第4条 隊は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 交通安全パトロールに関する事。
- 二 防犯パトロールに関する事。
- 三 街頭交通指導に関する事。
- 四 住民の交通安全教育に関する事。
- 五 交通安全施設の調査に関する事。
- 六 その他必要な事業。

(隊員)

第5条 隊員は、各校区安全なまちづくり推進協議会長の推薦により推進協議会に届け出された者でなければならない。

- 2 新入隊員（従前からの隊員は除く。）は、前条に規定する事業の活動可能な者を対象とする。
- 3 隊員が隊の協調を乱し、又は隊員としての品位を傷つける行為をした場合は、役員会に諮って除名することができる。

(分隊の設置)

第6条 隊に分隊を置き、その区域と隊員数は別表によるものとする。

(役員)

第7条 隊に次の役員を置く。

- 一 隊長 1人
- 二 副隊長 3人
- 三 会計 1人
- 四 監事 2人
- 五 理事（分隊長） 19人

2 役員は、第3項に規定する分隊の長の互選による。

3 分隊に次の役員を置く。

- 一 分隊長 1人
- 二 副分隊長 1人
- 三 会計 1人
- 四 監事 1人

(役員及び隊員の委嘱)

第8条 隊の役員及び分隊長、副分隊長並びに隊員は、推進協議会長が委嘱する。

(役員の職務)

第9条 隊の役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 隊長は、隊を代表し隊を統括する。
- 二 副隊長は、隊長を補佐し、隊長事故あるとき又は、隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 三 会計は、隊の経理を行う。
- 四 監事は、隊の会計を監査する。
- 五 理事は、隊の運営に参画する。

2 分隊の役員の職務は、次のとおりとする。

- 一 分隊長は、分隊を代表し、隊長又は推進協議会長の命を受け、分隊を統括する。
- 二 副分隊長は、分隊長を補佐し、分隊長事故あるとき又は、分隊長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 三 会計は、分隊の経理を行う。
- 四 監事は、分隊の会計を監査する。

(隊員の職務)

第10条 隊員の職務は、次のとおりとする。

- 一 隊員は、分隊長の命により、第4条に掲げる事業の実施。
- 二 推進協議会が決めた事業の実施。
- 三 分隊が決めた事業の実施。

(隊員の研修)

第11条 隊員は、専門的な研修を必ず受けなければならない。

(任期)

第12条 隊員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

2 補欠隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第13条 隊の会議は、総会（隊員全員）、役員会（理事以上）及び三役会議（隊長、副隊長及び会計）とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

2 会議の議長は隊長とし、議事は出席者の過半数で決め可否同数のときは、議長がこれを決定する。

3 通常総会は毎年一回開催し、臨時総会、役員会及び三役会議は、必要の都度隊長が招集する。

(顧問)

第14条 隊及び分隊に顧問を置くことができる。

(経費)

第15条 隊の経費は、交付金、負担金、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(事業年度)

第16条 隊の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、役員会に諮って隊長が決定する。

附 則

この規約は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和48年10月9日から施行する。

附 則

この規約は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、昭和60年4月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成3年5月12日から施行する。

附 則

この規約は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年1月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。

別 表（第6条関係）

分隊名	区 域	隊 員
豊 川	豊川小学校区	10人
東 部	東部小学校区	10人
桜 木	桜木小学校区	8人
三蔵子	三蔵子小学校区	9人
千 両	千両小学校区	6人
牛久保	牛久保小学校区	10人
中 部	中部小学校区	9人
八 南	八南小学校区	7人
平 尾	平尾小学校区	7人
国 府	国府小学校区	9人
桜 町	桜町小学校区	8人
御 油	御油小学校区	10人
代 田	代田小学校区	9人
金 屋	金屋小学校区	8人
天 王	天王小学校区	7人
豊	豊 小学校区	7人
一宮東部	一宮東部小学校区	6人
一宮西部	一宮西部小学校区	8人
一宮南部	一宮南部小学校区	6人
長 沢	長沢小学校区	7人
萩	萩小学校区	5人
赤 坂	赤坂小学校区	12人
御津北部	御津北部小学校区	6人
御津南部	御津南部小学校区	10人
小坂井東	小坂井東小学校区	9人
小坂井西	小坂井西小学校区	10人

備考 隊員の欄に掲げる数は、上限数とする。